

# バリアフリー法について

～高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律～

平成 18 年 12 月 20 日に通称「バリアフリー法」が施行され、

**下記に該当する駐車場を新設する場合は、車いす用の駐車スペースの設置等が義務付けられます。**

なお、既設の駐車場については、努力義務です。

## ① 平面(青空)駐車場の場合

- 不特定多数の者が利用する駐車場である。
- 駐車スペースの面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上の駐車場である。
- 利用料金を徴収する駐車場である。

## ② 建築物である駐車場(例:立体駐車場、機械式駐車場)の場合

- 不特定多数の者が利用する駐車場である。
- 延べ床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上である。

## ③ 建築物に附属する駐車場の場合

- 不特定多数の者が利用する建築物である。
- 建築物の延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上である。

※1 上記①に該当する駐車場については、設置するときに、事前の届出が必要となりますので、詳細は、交通企画・モビリティ都市推進課にお問合せください。

※2 上記②及び③に該当する駐車場については、建築確認申請時に本法の適用についての審査を行いますので、詳細は建築確認申請受付窓口にお問合せください。

※ これまで特定の建築物又は建築物に附属する駐車場については、ハートビル法によって、車いす用の駐車スペースの設置等が義務付けられていましたが、バリアフリー法では、建築物又は建築物に附属していない駐車場(青空駐車場)においても車いす用の駐車スペースの設置等が義務付けられることとなります。

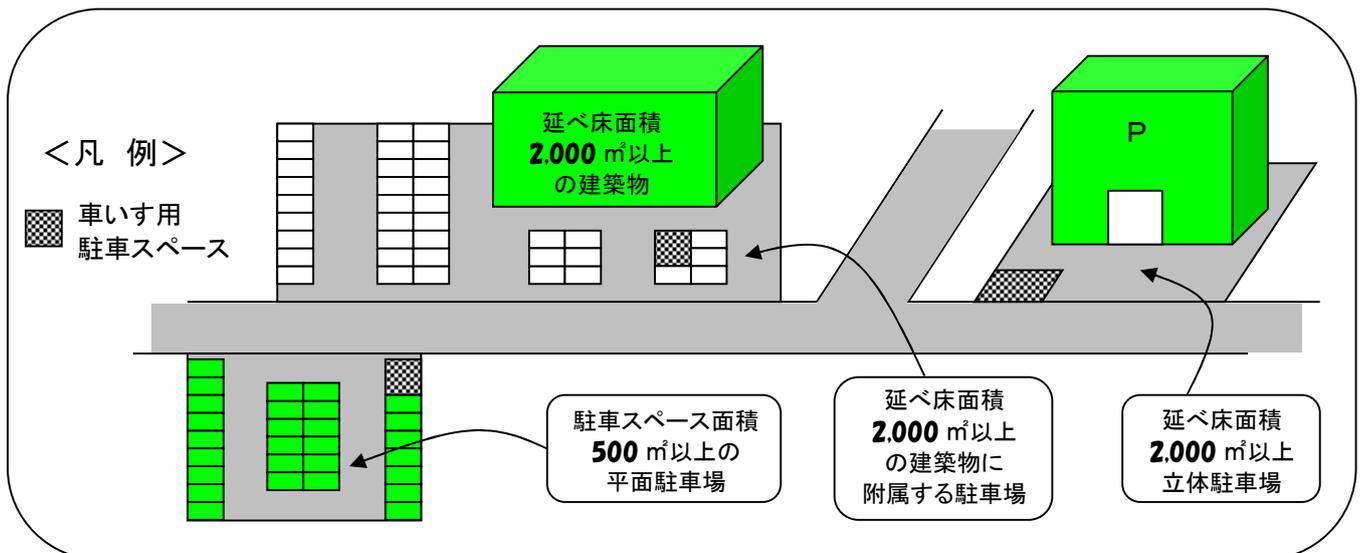
## ■ 駐車場の構造及び設備に関する基準(令和7年6月1日改正)

バリアフリー法により、義務付けられる駐車場の構造及び設備に関する基準の概要は以下のとおりです。ただし、普通自動車以外の自動車のための駐車場を適用除外とします。また、車いす利用者用駐車施設の必要数の算定の際の規模を普通自動車のための駐車施設に限定するとともに、荷捌き専用駐車施設を適用除外とします。

- 幅が 3.5m以上の駐車スペースを駐車施設の規模に応じて設置すること。  
(駐車場の規模が 200 台以下は総数の 2%以上、200 台超は 1%+2 以上、小数点切り上げ)
  - 車いす用駐車スペースに当該施設であることを表示すること。
  - 車いす用駐車スペースと出入口を結ぶ経路に傾斜路を併設する場合を除き、段を設けないこと。
- など

### ■ 車いす用駐車スペースが必要となる具体的事例

- 料金を徴収する平面(青空)駐車場で、  
駐車スペースの面積の合計が 500 m<sup>2</sup>以上の場合
  - 建築物である駐車場(例:立体駐車場、機械式駐車場)で、  
延べ床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合
  - 建築物に附属する駐車場で、  
建築物の延べ床面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合
- など



<お問い合わせ先>

名古屋市 住宅都市局 都市計画部 交通企画・モビリティ都市推進課

TEL 052-972-2774